

国民年金だより

お知らせ

国民年金保険料の一部免除が承認された方へ

○全額免除以外の場合、残りの一部保険料を納めないで未納期間になります。

全額免除

保険料の全額が免除されます。年金額は2分の1で計算されます。

4分の3免除

保険料の4分の3が免除されます。年金額は8分の5で計算されます。

各月の納付額： 3,670円

半額免除

保険料の2分の1が免除されます。年金額は4分の3で計算されます。

各月の納付額： 7,330円

4分の1免除

保険料の4分の1が免除されます。年金額は8分の7で計算されます。

各月の納付額： 11,000円

11,000円

○一部免除の期間は2年以内に納めなければ、未納期間となり、老後に受け取る年金(老齢基礎年金)や、死亡・障害に対する年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)を受け取れなくなることがあります。免除承認後、残りの保険料の納付書が届きますので、必ず納付してください。

○一部免除でも10年遡って納めることができます。(経過年数に応じた加算額があります。)

2年以内に納めておけば、10年以内に追納して満額の年金を受け取ることも可能です。

第3号被保険者期間と重複する厚生年金等の加入期間が裁定後に判明した場合の取り扱いが変更になりました

お知らせ

老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者期間と重複する会社等にお勤めされた期間(厚生年金等の加入期間)が新たに判明した場合には、会社等を退職した後の第3号被保険者期間が引

き続き年金額に反映される期間(保険料納付済期間)として取り扱われ、過去の年金額が減額とならなくなりました。なお、今回の改正は第3号被保険者期間として、年金の支払を受け始めた後に、被用者年金の加入期間が判明した場合のみ対象となり、新たに請求される方については、今

までどおりの取り扱いとなります。※既に年金額を返納された方には、返納された額が改めて支払われます。詳しくは、左記へお問い合わせください。お問い合わせ 高知西社会保険事務所 電話 875-11717

秋の行政相談週間 <10月19日(月)~25日(日)>

~ご相談ください、あなたのまちの行政相談委員へ!~

国の仕事やサービスで、困っていること、分からないことがありましたら、総務省の行政相談をお気軽にご利用ください。

総務省では、多くの皆さんに行政相談を利用いただけるよう毎年10月に「秋の行政相談週間」を設け、各種の行事を行っています。

当町においても、次のとおり、総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が「一日行政相談所」(無料・秘密厳守)を開設しますので、お気軽にご相談ください。

日時	10月22日(木) 10:00~15:00	10月27日(火) 10:00~15:00
場所	吾北中央公民館	伊野公民館
行政相談委員	川村 義秀 (自宅 電話 867-3393)	次田 敏幸 (自宅 電話 892-1810)

例えば、このようなお困りごとはありませんか?

医療保険・年金



年金のことを聞きたい

道路



標識が分かりづらい

公共施設



公共施設を利用しづらい

また、本川総合支所に設置する「行政相談ポスト」でも、投書で相談を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

お知らせ

IC免許証発行開始

高知県警では11月1日(日)から発行する運転免許証をICカード化します。

IC免許証とは何?

現在の免許証にICチップを埋め込んだものです。

サイズは、現行免許証と同じ(8.56cm x 5.40cm)ですが、ICチップを内蔵するため0.26mm厚くなります。(現行0.50mm)

IC免許証になると、どうなるの?

①偽造が非常にむずかしいため、免許証の偽変造を防止できます。

②本籍は免許証券面に記載されず、ICチップにのみ記録されるため、本籍に関するプライバシーが守られます。

IC免許証には暗証番号が必要で、

暗証番号は、ご本人に4桁の数字を2組設定していただきますので、更新手続きの際は、あらかじめ考えておいてください。

手数料

IC免許証の導入により、11月1日から免許証交付手数料が450円引き上げられます。

問い合わせ

運転免許センター
電話 893-11221